

令和6年度「鳥獣被害対策地域リーダー育成事業」業務委託仕様書

本仕様書は、千葉県が「鳥獣被害対策地域リーダー育成事業」を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 件名 「鳥獣被害対策地域リーダー育成事業」業務委託

2 業務の目的・概要

地域ぐるみで鳥獣被害防止対策を行う上で必要な知識や手法を習得するための研修を実施することにより、鳥獣被害対策の地域リーダーを育成することを目的とする。

3 委託料の上限

2,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 業務委託期間

業務委託契約締結日から令和7年3月14日まで

5 委託業務等の内容

「鳥獣被害対策地域リーダー育成事業」により開催する研修の企画、運営、報告書の作成及び全ての業務を実施するために行う事務に関すること。

(1) 研修内容

ア 座学及び現場での研修を行うこと。

イ 研修の内容については、以下の全ての事項を含むこと。

(ア) 農作物に被害を与える野生獣類（イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・アライグマ等）の基礎知識の習得

(イ) 農作物に被害を与える野生獣類の捕獲や防護方法の習得

(ウ) 獣害対策の取組における、地域（集落）点検、診断調査、診断に基づく対策策定手法の習得（現地研修を含む）

(エ) 野生獣肉の食の安全性に関する知識の習得

(オ) 鳥獣被害対策における集落の合意形成のための手法の習得

(カ) 市町村の被害対策協議会の担当者を対象とした、地域ぐるみの対策の企画・運営手法の習得

ウ 開催地域・日数等

(ア) 前項イの研修内容(ア)から(オ)の業務
県内3地域で研修を開催する。

地域の選定に際しては、第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日）の「被害対策地域」^{※1}の市町から1地域を、「拡大防止地域」、「前線地域」及び「注意地域」^{※2}の市町村から2地域を対象として選定すること。

※1 「被害対策地域」 市原市、成田市、印西市、香取市、茂原市、一宮町、睦

沢町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

※2 「拡大防止地域」、「前線地域」及び「注意地域」 上記以外の市町村

なお、最終的な実施地域については、鳥獣被害対策体制整備支援事業（別途受託者を募集中）の対象市町村を考慮し、千葉県と受託者の協議の上、決定するものとする。

研修は、各地域とも4日間以上開催すること。

講座の開催会場は指定しないが、受講者が参集しやすい場所となるよう十分配慮すること。

研修の一部を他地域と合同で開催してもよいが、その場合は交通の便や集合場所によって一部の地域の参加が困難とならないよう、十分配慮すること。

1 地域当たり6名以上、合計18名以上で実施すること。

受講者は農家などの地域住民とし、鳥獣被害防止対策に意欲があり、原則として全ての研修に参加できる者を対象とすること。

(イ) 前項イの研修内容(カ)の業務

県内の複数市町村の被害対策協議会の担当者を参集し開催すること。

開催場所は必要に応じ、複数設定すること。

研修は、延べ4日間以上開催すること。

エ 開催時期

契約の締結後、受講生の募集期間を考慮の上、業務委託期間内に完了すること。

オ 受講料

無料とする。

カ 講師

鳥獣被害対策の指導者として経験年数が5年以上、または講義内容に関する講師歴が3年以上ある等、講師として十分な技能と経験を有する者であること。

キ その他

(ア) 本委託には、会場の調達・設営、教材の作成、講師派遣の手配、現地研修に係る経費、受講生の募集等研修の開催準備から終了までの一連の業務が含まれること。

(イ) また、研修実施内容の報告のほか、研修に関する評価、次年度以降の研修内容に対する要望意見を受講生から徴し、事業実施報告書にまとめること。

(ウ) 研修会の開催にあたっては、必要に応じて新型コロナウイルス感染症等の対策を行うこと。

(2) 本事業で実施した活動の評価及び報告

研修において受講者に提供したものと同一ものを成果物として提出すること。

また、本事業の効果を客観的に評価できる内容を事業実施後に報告すること。

事業完了してから20日以内又は令和7年3月14日のいずれか早い期日までに事業完了報告書及び当該業務委託に係る収支決算報告書を提出すること。

(3) 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約の締結に当たって、県と選考された団体で協議を行い、必要に応じて内容の

一部を調整又は変更する場合がある。

イ 成果品の著作権については、著作権法第27条及び第28条の規定による権利も含めて千葉県に無償譲渡するものとする。ただし、当該成果品を受託者が利用する場合は、千葉県の承認を得るものとする。また、受託者は成果品に関する著作権者人格権を行使するときは、千葉県の承認を得るものとする。なお、成果品に受託者が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合は、当該著作物の著作権は、受託者に帰属するものとする。

ウ 契約に当たっては、千葉県財務規則（以下「規則」という。）第99条第1項の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金が必要となる。

ただし、規則第99条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがある。

エ 当該事業について、他の団体に一括して再委託することはできない。

オ 受講者から得た情報は「個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）」に基づき適切に取り扱うこと。

6 委託経費の対象となる経費

対象となる経費は、事業の実施に必要な経費（旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、謝金、保険料、借上料、事業実施のための人件費等）とし、事業終了後の事業実施報告書の作成経費を含む。

なお、本事業の委託費によって備品等財産を取得することはできない。

7 事業成果の帰属等

- (1) 本事業は、県の委託事業であることから、事業成果は千葉県が継承する。
- (2) 本事業に関して知り得た情報は、契約期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。

8 契約変更

業務委託契約書第6条に規定する委託者と受託者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本仕様書5の(1)のウに記載する開催日数に変更が生じた場合。
- (2) 履行期限の変更が生じた場合。
- (3) その他

9 その他事項

(1) 仕様変更

やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には予め県と協議のうえ、承認を得ること。

(2) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(3) 県への連絡

受託者は、本業務を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県へ連絡すること。

(4) その他

採用になった企画案は、必要に応じて一部変更する可能性があること。